

令和元年分確定申告・令和2年度分住民税申告

申告相談

国税務課（市民税担当）
TEL 23・5584

申告期間と相談時間

2月17日（月）

3月16日（月）の平日

※2月24日（祝）は休日相談実施

■午前部：午前8時45分～正午

■午後部：午後1時～

5時15分

受付時間

午前8時～午後4時

※午前部は約90人程度で締め切ります。午前中に午後部の受付も可能です。

申告会場

①石岡市役所本庁舎1階

メロディアスホール

②八郷総合支所1階103会議室

今年から石岡の申告会場が、市民会館から石岡市役所本庁舎へ変更になりました。
また、受付時間が8時からに変更になりましたので、ご注意ください！

すべての申告に**マイナンバー**

と**認め印**が必要です（①・②の

いずれかを必ずご持参ください）

①マイナンバーカード

（個人番号カード）

②通知カードまたはマイナン

バー付き住民票と運転免許証

などの写真付き本人確認書類

※控除対象配偶者や扶養親族、

事業専従者のマイナンバーも

必要

所得税が還付される場合

申告する人の**通帳**または**□**

座番号の分かるものが必

要です。



マイナンバー・マイナちゃん

収入別に
確認しよう！



その1
無収入・非課税収入でも
申告が必要な人

①遺族年金・障害年金のみを受給している人

②市外在住の人の税制上の扶養に入っている人

③国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者

（正しい算定のため、住民税の申告をしてください）

申告の必要がない人

令和2年1月1日現在、石岡市に住民登録がある人の税制上の扶養に入っている人。

必要なもの

□マイナンバー

□認め印



ご注意ください！

国保や後期・介護保険料等の加入者で、所得が少ない人は、状況に応じ税額（料）が軽減される場合があります。申告がなければ、軽減措置が受けられません。

その2

会社員やパートタイムで働く人など

給与所得者の申告

申告が必要な給与所得者

- ① 医療費控除等の所得控除の追加がある人
- ② 2か所以上の支払者から給与をもらった人で主たる給与以外の給与収入が20万円を超える人や日雇い・パート収入の人など
- ③ 事業所得、不動産所得、年金など、給与以外の所得が20万円を超える人

必要なもの

- マイナンバー
- 認め印
- 給与所得の源泉徴収票
- 給与以外の所得がある場合は収入（帳簿等）と経費（領収書等）が分かるもの
- 各種控除を受ける人は生命保険料や地震保険料、社会保険料などの支払証明書、医療費控除の明細書
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳・障害者控除対象認定書など証明できるもの

申告の必要がない給与所得者

令和元年中の所得が給与だけで、勤務先で年末調整し、所得控除の追加がなく勤務先から石岡市に給与支払報告書が提出されている人
※転職した人は、前職分の給与も年末調整に含まれている場合に限ります。



こんな場合も・・・

会社などの年末調整では、医療費控除等、精算されないものもあるので、確定申告を行ってください。

その3

国民年金や厚生年金など

公的年金所得者の申告

申告が必要な公的年金所得者

- ① 令和元年中の公的年金収入が400万円を超える人
- ② 給与所得や事業所得、不動産所得など公的年金以外の所得が20万円を超える人

申告の必要がない公的年金所得者

令和元年中の公的年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の人で所得控除の追加がない人。
※所得税を源泉徴収されている人は申告すれば所得税が還付される場合があります。
※医療費控除や社会保険料控除など各種控除を受ける場合、申告が必要です。

必要なもの

- マイナンバー
- 認め印
- 令和元年公的年金などの源泉徴収票
- 各種控除を受ける人は生命保険料や地震保険料、社会保険料などの支払証明書、医療費控除の明細書
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳・障害者控除対象認定書など証明できるもの

注目情報！

複数の公的年金を受給している人は合計収入金額が400万円以下かどうかで判断してください。確定申告書を提出する必要のない人でも、住民税申告をすることで住民税が軽減される場合がありますので、ご注意ください。忘れがちなのが個人年金や日当で支払われた報酬などの源泉徴収票。還付の可能性もあるので必ずご持参を！



その4

事業所得者の申告

農業や営業・不動産などで収入のある人

申告が必要な

事業所得者等

市役所では白色申告の人のみ受け付けます。

(青色申告の人は市役所では受け付けできません。5ページの土浦税務署の案内をご確認ください)

必要なもの

- マイナンバー
- 認め印
- 収支内訳書
- 収入金額が分かるもの
- 支出金額(経費)がわかるもの
- 帳簿や領収書等
- 各種控除をうける人は生命保険料や地震保険料、社会保険料などの支払証明書、医療費控除の明細書
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳・障害者控除対象者認定書など証明できるもの



お願い

各収入・経費を算出し、収支内訳書の作成をお願いします。計算をせずに相談した場合は、計算をしてからの再相談をお願いします。予定納税をされている人は税務署からの通知をご持参ください。

次の控除を受けたい人はお忘れなく!

住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)

必要なもの

- 借入金の年末残高証明書
- 家屋・土地の登記事項証明書
- 土地の売買契約書(要印紙)
- 家屋の売買契約書または工事請負契約書(要印紙)

寄附金控除

必要なもの

- 寄附した団体発行の寄附金受領証明書

※寄附金税額控除にかかるワンストップ特例申請をした人で、所得や控除の追加がない場合は確定申告の必要はありません。ただし6か所以上に寄附した場合や所得控除の追加をした場合などは確定申告をする必要があります。

平成30年分確定申告(平成31年度住民税申告)から

配偶者控除・配偶者特別控除が変わっています

▶平成30年分の確定申告から、配偶者控除を追加する際に申告者本人の所得も控除額の算定に関わるようになりました(右表のとおり)。

一方、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超76万円未満でしたが、平成30年分の申告から38万円超123万円以下になり、申告者本人の合計所得金額によって控除額が異なるようになりました(なお申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください)。

変わったポイント

配偶者控除は所得制限が設けられ、配偶者特別控除は拡充されました。

◆ 配偶者控除一覧

申告者本人の合計所得金額	控除対象配偶者(市・県民税控除額)	老人控除対象配偶者(市・県民税控除額)
900万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (38万円)
900万円超 950万円以下	26万円 (22万円)	32万円 (26万円)
950万円超 1,000万円以下	13万円 (11万円)	16万円 (13万円)
1,000万円超	適用外	適用外

※老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、令和元年12月31日現在で70歳以上の人をいいます。

**医療費控除は
明細書の提出が必須！**

▼平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける際、領収書の提出が不要となる代わりに**医療費控除の明細書の添付が必要**となりました(猶予期間として、今年の確定申告までは領収書による医療費控除を受けることも可能です)。ただし、税務署から確認を求められる場合がありますので、領収書はご自身で5年間保存してください。
おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など医師が発行

する証明書の提出は、従来どおり必要です。
医療費控除の明細書は、確定申告書等と同様に様式が指定されています。

時間がない人におすすめ
e・Taxの利用手続が簡単に

▼税務署から発行されるID・パスワードがあれば、パソコンやスマートフォンで簡単に申告ができます。

ID・パスワードはお近くの税務署にて10分程度で発行することができます。
申請の際は、運転免許証(写

しでも可)等の本人確認書類を持参してください。

詳しくは、土浦税務署(Tel 029-822-1100)にお問い合わせください。

ID・パスワードをお持ちの方はこちら



**土浦税務署から
お知らせのしが届きます**

▼これまで市役所や税務署で申告をした人には、税務署から申告書や収支内訳書等が送

付されていきました。しかし、平成29年分の確定申告からは、これらの申告書等に代わり**確定申告のお知らせ**のしが送付されます。

医療費控除の明細書や申告書・収支内訳書等は国税庁のホームページもしくは**1月28日(火)**以降、市役所本庁舎税務課、支所市民窓口課に備えます。



▲こちらから税についてのよくある質問が調べられます。

次の相談は土浦税務署へ

- ①青色申告 ②土地建物株などの譲渡所得の申告(収用を除く) ③過年度分 ④先物取引の申告 ⑤繰越控除の申告 ⑥自衛隊若年退職者給付金の申告 ⑦連帯債務の住宅借入金特別控除の申告 ⑧住宅関連の特別控除の申告 ⑨雑損控除の適用を受ける申告(台風による住宅被害等) ⑩国外居住親族の扶養控除等に係る申告 ⑪仮想通貨に関する申告 ⑫贈与税・消費税・相続税の申告 ⑬配当に関する申告

土浦税務署からのお願い

▶土浦税務署では確定申告会場を次のとおり設置します。

申告会場：新治ショッピングセンター「さん・あぴお」2階(土浦市大畑1611番地)

期間：2月17日(月)～3月16日(日)の平日(2月24日(祝)、3月1日(日)のみ申告相談を実施)

受付時間：午前9時～午後4時(混雑状況により終了時間を早める場合があります)

※開設期間中は土浦税務署庁舎での申告相談は実施しません。「さん・あぴお」へのお問い合わせはご遠慮ください。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からも確定申告書を作成できます。

☎土浦税務署
Tel 029-822-1100



☎高年齢福祉課
Tel 23・7326

※申請者と対象者が異なる場合は両方の認め印が必要です。

申込方法／対象者の介護保険証と認め印を持参して、高年齢福祉課または支所市民窓口課で申請してください。

除に該当する人
手帳・療養手帳など持っていない65歳以上で、税法上の障害者控除に該当する人

▼確定申告の際に障害者控除を受けられる認定書を交付します。

対象者／介護を要する人、または身体障害者

